

## 決意宣言

尼崎労働基準監督署管内における労働災害のうち、死亡災害は令和6年において、3件発生しており、3件とも尼崎市内で発生したのではないものの、令和5年の1件から大幅に増加している。また、コロナを除く休業4日以上災害も令和6年11月末の速報値で349件となり、令和5年同期と比較して7件の増加となっている。これらの労働災害のうち、転倒災害、動作の反動・無理な動作による災害、はさまれ・巻き込まれ災害が全体の56%を占めており、労働災害発生傾向の上位に変動はないが、墜落・転落災害が大幅に増加している。また、労働災害を個別にみていくと、フォークリフトやクレーンに絡む災害が多くなってきている。

一方、健康確保面においては、引き続き、過重労働による脳・心臓疾患や精神障害が社会の関心を集めており、昨年4月からは建設業や運送業で「時間外労働の上限規制」の適用が始まった。また、化学物質の自律的管理にかかる改正法令が昨年4月から全面的に施行され、今後は化学物質管理の経験の少ない飲食業・清掃業・理美容業等の第3次産業にも自律的な管理が求められるようになった。

経済情勢を見ると、景気は持ち直しているといわれているものの、原材料の高騰による物価の上昇や、人件費・物流コストの上昇などにより先行きは未だ不透明である。

しかしながら、どのような状況にあつても、働く人の安全と健康が最優先であるという基本理念は変わることはない。現在、県下では「兵庫死亡労働災害根絶運動」が実施されており、本年2月には第1回「化学物質管理強調月間」が実施される。

労働災害を防止するためには、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動を徹底していくことが重要であることは言うまでもない。

私たちは、働く人の誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて、すべての関係者が一丸となって、労働災害防止対策に取り組むことをここに誓う。

右、宣言する。

令和七年一月八日

令和七年 尼崎労働基準協会新年互礼会